

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは法令を順守し、経営の透明性・健全性を確保したうえで、経営環境の変化に対応し、適時かつ適切に意思決定と業務執行を行うことにより、企業価値の向上を目指しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	27,988,769	5.07
株式会社みずほコーポレート銀行	19,000,173	3.44
株式会社横浜銀行	18,716,735	3.39
第一生命保険株式会社	13,000,000	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,138,000	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井信託銀行退職給付信託口)	10,977,000	1.99
西武鉄道株式会社	10,257,000	1.85
明治安田生命保険相互会社	10,000,000	1.81
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ信託銀行口	9,432,000	1.71
住友信託銀行株式会社	7,653,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	陸運業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満
-------------------	-------------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田口 弥	他の会社の出身者				○	○				○
河村 幹夫	他の会社の出身者				○					○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田口 弥	○	日本生命保険相互会社の元代表取締役副社長、ニッセイアセットマネジメント株式会社の元代表取締役社長で、現在は公益財団法人ニッセイ文化振興財団理事長 ・過去(平成12年6月まで)当社の主要な取引先である日本生命相互会社の取締役を務めておりました。 ・東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく独立役員に指定しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。当社と田口氏間に特別な利害関係はなく、また、田口氏は、平成17年7月から平成21年7月まで株式会社東京証券取引所により上場会社表彰選定委員会の委員に選任され資本市場の健全な発展に貢献していることから、独立役員として指定しました。なお、当社は、日本生命保険相互会社との間に資金借入等の取引がありますが、田口氏が出身会社の立場から当社経営陣に著しい影響を及ぼすことはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
河村 幹夫	○	三菱商事株式会社の元取締役、現在は多摩大学教授 ・東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく独立役員に指定しております。	リスクマネジメントの専門家であり、かつ元経営者として、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。当社と河村氏間に特別な利害関係はないことから、独立役員として指定しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人は、年度監査計画、監査基準および監査結果等について、定期的に会合を行っております(平成22年度は5回実施)。そのほか、監査役は、会計監査人の監査に随時立ち会っております。  
また、監査役と内部監査部門は、情報収集や内部監査実施状況等の報告等、常時打ち合わせを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐久間 信一	他の会社の出身者									○
濱田 邦夫	弁護士									○
石井 一真	他の会社の出身者					○				○
友永 道子	公認会計士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
佐久間 信一	○	現在当社常勤監査役で、株式会社千葉興業銀行の前取締役副頭取 ・過去(平成12年6月まで)当社の主要な取引先である株式会社富士銀行(株式会社みずほコーポレート銀行の前身)の業務執行者でありました。 ・東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく独立役員に指定しております。	地方銀行の前代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社との間に特別な利害関係はないことから、社外監査役として選任しております。なお、当社はみずほファイナンシャルグループの金融機関との間に資金借入等の取引がありますが、佐久間氏は株式会社富士銀行を退任して約10年が経過した後、平成22年6月に当社の監査役に就任しておりますので、佐久間氏が出身会社の立場から当社経営陣に著しい影響を及ぼすことはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員として指定しております。
濱田 邦夫	○	元最高裁判所判事で、現在は弁護士 ・東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく独立役員に指定しております。	元最高裁判所判事の要職を務めるとともに、弁護士として企業法務について高い専門性を有するほか、証券会社の元特別清算人、大手銀行の元常勤監査役等を歴任しております。これらの実績と見識に基づき、より幅広い立場から当社の経営を監査していただくため、社外監査役として選任しております。当社と濱田氏との間に特別な利害関係はないことから、独立役員として指定しております。
石井 一真		第一生命保険株式会社の取締役専務執行役員	生命保険会社の経営者、執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、より幅広い立場から当社の経営を監査していただくため、社外監査役として選任しております。なお、当社は第一生命保険株式会社との間に資金借入等の取引がありますが、石井氏が同社の立場から当社経営陣に著しい影響を及ぼすことはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。また、当社と石井氏との間に特別な利害関係はありません。
			財務および会計に関しての専門的な見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、友永氏は、公認

友永 道子	新日本有限責任監査法人の元シニアパートナー	会計士として相当程度の会計監査の実務経験を有するとともに、平成22年7月まで日本公認会計士協会副会長の要職を務めた経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。当社と友永氏の間に特別な利害関係はありません。
-------	-----------------------	---

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

過去にストックオプションを付与しましたが、現在は権利行使期間は満了しております。また、取締役の賞与を、各取締役の役職位、実績等を勘案するとともに、会社の業績に応じて、毎期ごとに株主総会の承認を経たうえで支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	

【平成22年度】取締役および監査役の報酬等の総額  
 取締役19名 241百万円 監査役6名 61百万円  
 (1)上記の報酬等の額のうち、社外役員7名の報酬等の額は52百万円であります。  
 (2)上記には、平成22年6月29日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれております。  
 (3)上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 (4)上記の取締役の報酬等の額には、第90期定時株主総会決議に基づく、取締役賞与の総額80百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員報酬は、中長期的な企業価値・業績向上への貢献を重視し、従業員給与・他社の動向等も勘案して決定するものとしております。取締役報酬は、職務遂行の対価としての基本報酬、業績への貢献に対する役員賞与、長期的な職務遂行と業績への貢献に報いるための退職慰労金により、また、監査役報酬は、基本報酬および退職慰労金により構成しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会および株主総会その他業務全般に関する事柄を、総務部がサポートしております。社外監査役については、業務執行ラインから独立した監査役スタッフを配置し、情報の伝達や監査業務の補助を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、現状において、適時かつ適切に取締役会等の運営を行い、迅速かつ適切な意思決定ができていますと考え、従前どおり監査役制度を採用しております。取締役会は、社外取締役2名を含む17名から構成され、原則毎月1回開催し、法令・定款で定められた事項や経営上の重要事項の決議および報告ならびに業務執行の監督を行っております。また、常勤取締役および常勤監査役で構成する常務会は、原則毎月3回開催し、取締役会に付議する事項はもとより、詳細な業務に関する事項の決議および報告を行っております。さらに、監査役会は、社外監査役4名を含む5名から構成され、年6回開催し、各監査役の監査状況の報告および監査意見の形成を行っております。各監査役は、経営状況の監査や取締役の職務遂行の適法性などの監査を行うほか、取締役会や常務会などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。このほか、代表取締役と監査役との間で職務執行や監査に関し定期的に会合を行い、当社の現状における課題や今後の監査方針などについて意見交換を行っております。なお、取締役の事業年度の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるようにするため、取締役の任期は1年としております。

当社では、公共交通機関を中心に事業を行う当社の社会的責任を踏まえ、短期的な業績に限らず、事業継続の大前提となるサービス・商品の

安全確保など中長期にわたる企業価値向上を実現するため、取締役会においては当社グループの事業や戦略に精通する取締役を中心とした体制をとっております。また、社外役員が独立した立場から経営に参画することで、さらに透明性、客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を推進できることから、上記に記載した体制を採用しております。

グループ全体においては、グループとしての経営方針の徹底と経営情報の共有化を図るため、京急グループ社長会を定期的に開催し、グループ統治機能の強化に努めております。

内部監査は、社長直轄の組織であるグループ業務監査部(16名)が、当社グループの業務全体にわたる内部統制体制についての監査を行うとともに、関係部署との連携強化を図っております。

監査役監査は、専任の組織(監査役スタッフ2名)が、監査役の職務を補助しております。

会計監査は、当社と監査契約を締結している新日本有限責任監査法人が、定期的な監査等により会計処理の正確性と透明性の強化に努めております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士は、同監査法人に所属する木村聡(継続監査年数5年)および橋爪輝義(継続監査年数2年)の両氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は24名(公認会計士10名、その他14名)であります。

グループ業務監査部と監査役は、情報収集や内部監査実施状況等の報告等、常時打ち合わせを行っております。また、監査役と会計監査人は、年度監査計画、監査基準および監査結果等について、定期的に会合を行っているほか、監査役は、会計監査人の監査に随時立ち会っております。さらに、会計監査人とグループ業務監査部は、定期的な会合等を通じて内部監査の状況等を共有しております。

当社は、上記記載のとおり、内部監査、監査役監査、会計監査間で相互に連携をとる体制を整備しております。

このほか、それぞれの監査において内部統制部門と連携し、内部統制部門の活動内容を監査に反映させているほか、当社常勤監査役とグループ会社の監査役は、グループ監査役会を定期的に開催し、グループ監査の充実、強化を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現状において、適時かつ適切に取締役会等の運営を行い、迅速かつ適切な意思決定ができていると考え、従前どおり監査役制度を採用しております。取締役会は、社外取締役2名を含む17名から構成され、原則毎月1回開催し、法令・定款で定められた事項や経営上の重要事項の決議および報告ならびに業務執行の監督を行っております。また、常勤取締役および常勤監査役で構成する常務会は、原則毎月3回開催し、取締役会に付議する事項はもとより、詳細な業務に関する事項の決議および報告を行っております。さらに、監査役会は、社外監査役4名を含む5名から構成され、年6回開催し、各監査役の監査状況の報告および監査意見の形成を行っております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を開始しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しました。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しているほか、事業報告のビジュアル化に取り組むなど、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けて取り組んでおります。

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年12月ごろに個人投資家を対象とした説明会を開催しており、主に取締役社長、総務部担当取締役が説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月ごろにアナリスト・機関投資家を対象とした説明会を開催しており、主に取締役社長、経理部担当取締役が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL <a href="http://www.keikyu.co.jp/corporate/ir.shtml">http://www.keikyu.co.jp/corporate/ir.shtml</a> 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会で使用した事業報告(映像・音声)、コーポレート・ガバナンスの状況、株主優待情報、その他IR資料を開示しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	個人投資家向け担当部署は総務部、機関投資家向け担当部署は経理部であります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程に基づき定められた京急グループ・コンプライアンス指針および京急グループ・役員および従業員行動基準において、ステークホルダーの立場の尊重について記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動につきましては、省エネ車両の導入やリサイクルの推進等を行っております。また、企業の社会的責任を果たすため、安全、環境、地域貢献、法令順守の4つの柱を中心とした京急グループCSR施策に取り組んでおります。環境活動、CSR活動の具体的な取り組みについては、ホームページにおいてCSR報告書に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	安全に対する取り組み状況や鉄道部門の設備などについてポスターや冊子で公表しております。また、コンプライアンス規程に基づき定められた京急グループ・コンプライアンス指針および京急グループ・役員および従業員行動基準において、適時・適切な会社情報の開示に努めることを記載しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制に関する基本的な考え方

当社グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、事業を展開し、「地域密着・生活直結」型企業集団として、企業価値の最大化を目指しております。

これらを達成するために、法令および定款を順守し、業務の適正を確保するための体制の構築強化を図っております。

具体的には、京急グループ・役員および従業員行動基準等の各種社内規程に基づき、適法かつ適正に事業活動を行うとともに、各部門・各職位の責任と権限を明確にし、グループ会社を所管する当社の各部門による業務管理体制を確保しております。また、取締役社長直轄のグループ業務監査部が、当社および当社グループ全体の内部統制体制の監査にあたるとともに、内部通報窓口として、法令違反行為の早期発見に努めております。さらに、取締役の職務執行については、監査役が監査を行い、適法性を担保しております。

また、当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、内部統制評価を適正に実施し、財務報告の信頼性を確保するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

#### 2. 整備状況

##### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程、京急グループ・コンプライアンス指針および京急グループ・役員および従業員行動基準に基づく教育を定期的実施することにより、順法意識を高め、適法かつ適正に事業活動を行っております。

また、職務執行が法令、定款および社内規程に適合することを確保するため、取締役間の意思疎通を図り、相互に監督を行っているほか、社外監査役を含む監査役が監査を行い、企業行動の透明性と適法性を担保しております。

グループ業務監査部は、各部門、各グループ会社の内部統制体制の仕組みおよび役職員の職務執行の状況を監査しております。

このほか、グループ業務監査部および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を整備し、企業活動の健全性を確保しております。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する文書その他の情報については、文書整理規程に基づき、適切に保存および管理しております。取締役および監査役は、これらの文書等を随時閲覧できるものとしております。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

公共交通機関を中心に事業を行う当社の社会的責任を踏まえ、サービス・商品の安全・安心を確保するため、京急グループ危機管理規程に基づき、平時から安全対策に積極的に取り組むとともに、万一の事故や災害等の発生に備え、各種対応方法を整備しております。また、危機発生時に、グループ全体の情報を集約・共有することにより、危機のすみやかな取捨と再発防止を図っております。特に、鉄道・バス等交通事業については、平成18年10月に改正された鉄道事業法および道路運送法等を受けた運輸安全マネジメントを推進し、安全管理体制のさらなる強化を図っております。

また、グループ全体のリスク情報を管理するため、各部門は当社事業に係るリスク情報を把握するとともに、職制および業務分掌規程に基づき所管する各グループ会社のリスク情報を把握し、損失の最小化を図るため、対策を講じております。

このほか、グループ業務監査部は、各部門および各グループ会社のリスク管理体制についての監査を行っております。

各部門が把握するリスク情報については、グループ全体のリスク情報として集約し、グループ・コンプライアンス協議会において情報の共有化を図っております。

##### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年度予算に基づいて各部門の職務執行を管理するほか、取締役会規程および会議付議基準に基づき、取締役会から常務会への権限委譲を行うことにより、効率的な職務執行を行っております。また、職制および業務分掌規程、および職務権限規程に基づき、各部門・各職位の責任と権限を明確にすることにより、適正かつ効率的な職務執行を行っております。

##### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各部門は、所管する各グループ会社の業務を管理するほか、グループ業務監査部は、監査規程に基づき、グループ全体の業務が適法かつ適正に行われているか監査しております。

また、グループ会社運営規程に基づき、グループ会社の経営に関する重要事項について当社取締役会または常務会での承認を義務づけ、グループ全体のガバナンス構築に努めております。

このほか、京急グループ社長会を定期的に開催し、グループとしての経営方針の徹底と経営情報の共有化を図るとともに、すべての子会社において、内部統制に関する取締役会決議を行う等により、グループ全体の内部統制体制を確保しております。

さらに、当社グループの全従業員が利用できる内部通報制度を整備し、グループ全体の企業活動の健全性を確保しております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、内部統制評価を適正に実施し、財務報告の信頼性を確保するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

##### (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務執行を補助すべき専属のスタッフ(監査役スタッフ)を配置しております。

##### (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの任免、異動などの人事については、監査役と事前に協議しております。

##### (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、随時回覧される重要な稟議書類により、当社および当社グループに関する業務についての報告を受けております。

また、グループ業務監査部は、内部通報の状況について、監査役に報告しております。

##### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見を交換するとともに、会計監査人とも定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行っております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### (1) 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、不当要求には、断固として拒絶する方針を、当社取締役会において決議し、京急グループ・役員および従業員行動基準において、明確にしております。

#### (2) 整備状況

平時には、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、コンプライアンス規定に基づく教育や、職位職権別に実施する研修等を通じて、グループ社員への啓発活動を行っております。さらに、有事には、当社総務部がグループ全体を統括し、外部の専門機関と連携しながら、毅然とした態度で対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成23年6月29日開催の定時株主総会で、「当社株式等の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続することについて、株主の皆様にご承認いただきました。

当社の株式会社への支配に関する基本方針は以下のとおりです。

(1) 基本方針の内容

近年、わが国の資本市場においては、対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株式買付を行うという現象が起きております。当社は、このような株式の大量買付行為であっても、安全性を最優先するとともに、沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社のグループ経営を十分に理解し、企業価値・株主の皆様との共同の利益の向上または確保に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことですが、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為のなかには、1. 企業価値・株主共同の利益に侵害をもたらすもの、2. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、3. 対象会社の株主や取締役会が、買付の条件等について検討するための、十分な時間や情報を提供しないもの、4. 対象会社の取締役会が、代替案を提案するための、十分な時間や情報を提供しないもの、5. 対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために、買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社株式の大量買付を行う者は、株主の皆様との判断のために、必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、一定の検討期間が経過した後にはのみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

(2) 取り組みの具体的な内容

イ. 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことを経営理念として、鉄道、バスなどの交通事業を中心に、不動産、ホテル、レジャー、流通などの事業を展開し、良質なサービスと商品の提供を行っております。これらの事業を通して、「地域密着・生活直結」型企業集団として当社線沿線を中心にグループ経営を発展・強化し、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社グループは、安全の確保をすべての事業の根幹として位置づけており、基幹事業である交通事業はもちろん、グループすべてのサービスと商品を安心してご利用いただくための取り組みを、継続的に実施してまいります。

また、当社グループの重要な戦略拠点である品川、羽田空港、川崎、横浜、三浦半島地区において、新規事業の推進や既存事業の再構築および営業強化等により、沿線価値のさらなる向上に努めてまいります。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスの重視、環境対策、地域社会への貢献など、社会的課題につきましても積極的に取り組んでまいります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年6月開催の定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました「当社株式等の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を継続することについて、平成23年6月開催の定時株主総会にて、ご承認いただいております。

本プランは、(イ)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付等、または(ロ)当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下「買付等」といいます。)を対象とします。

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」といいます。)との間で株主の皆様のために交渉を行うこととを可能とするものであります。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主の共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を向上または確保させることを目的としております。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会は、買付者等から提出された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討します。独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付等の内容の精査・検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを順守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。本新株予約権は、金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額を払い込むことにより、原則として、当社普通株式1株を取得することができます。買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行います。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までですが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する当社株式の価値が希釈化することとなります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、その保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。)

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した様々な取り組みは、当社のグループ経営を具現化し、企業価値・沿線価値の向上に資する具体的施策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、1. 経済産業省および法務省が発表した買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること、2. 株主の皆様との共同の利益の向上または確保の目的をもって導入されていること、3. 株主意思を重視するものであること、4. 独立性の高い社外者によって構成される独立委員会の判断を重視し、同委員会の判断概要については必要に応じて株主の皆様へ情報開示をすること、5. あらかじめ定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、6. 独立委員会は、当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、7. 当社株主総会または取締役会によりいつでも廃止することができることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有しているため、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

1. 当社グループの事業意思決定システム

当社は「取締役会規程」および「職務権限規程」等の意思決定に関する規程に従い、金融商品取引法に定める重要事実のうち決定事実当該

する事項については、全て取締役会で決議することになっております。また、グループ会社の重要事実該当する事項についても「グループ会社運営規程」に従い、当社の取締役会決議を必要としております。

## 2. 当社グループの情報管理体制

上記の事業意思決定システムに基づき、重要事実のうち決定事実および決算情報については、取締役会決議事項として取締役会事務局である当社総務部が集中管理しております。また、総務部は適時開示および法務も担当しているため、取締役会の議案の事前チェックや情報管理等も行っております。これらの重要事実については、情報取扱責任者である総務部担当取締役が出席する取締役会での決議後、直ちに情報開示担当部署（総務部）が報告を受けることになっております。

このほか、災害等の発生事実については、発生後直ちに、当社の担当部およびグループ会社から適時開示担当部署（総務部）を通じて情報取扱責任者に報告されることになっております。

このように情報取扱責任者が把握した当社グループの全ての重要事実については、当社の内部情報の公表方法を定める「内部者取引規制に伴う管理規程」および東京証券取引所が定める「適時開示規則」等に従い、開示資料の適切性を判断のうえ、適時開示を行います。また、発生事実については、適時開示後、遅滞なく取締役会に報告されることになっております。



適時開示にかかる当社グループ体制  
(事業意思決定システムと情報管理体制)

